

令和5年度 第2回福崎町地域公共交通活性化協議会会議次第

日 時 令和6年1月19日（金）10:00～

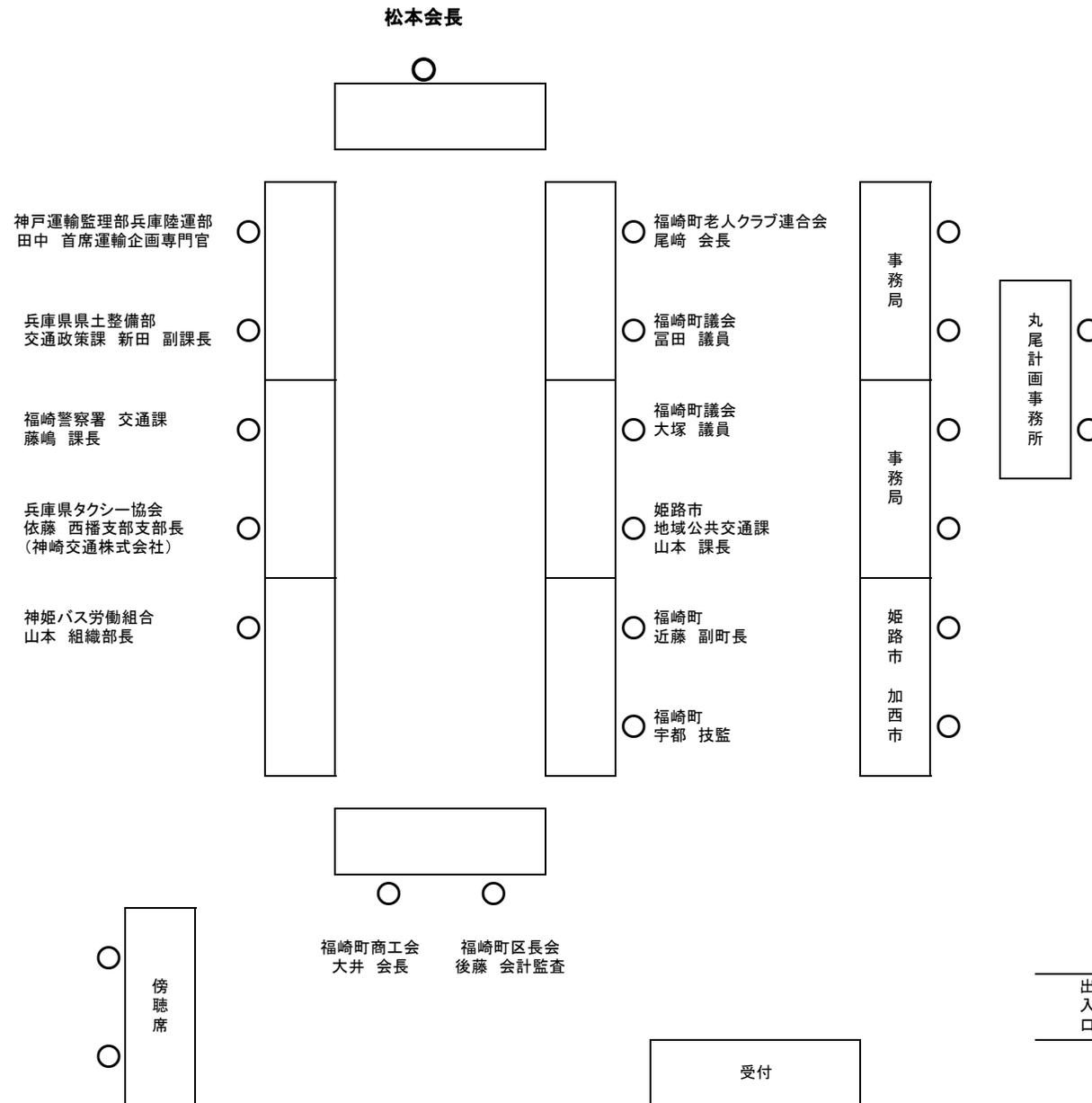
場 所 福崎町役場 2階 大会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 報告事項
 - ①巡回バス「サルビア号」等の利用状況について
 - ②福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の利用状況について
4. 協議事項
 - ①加西市連携コミュニティバスの廃止及び買い物便の増便について
 - ②地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
5. 説明事項
 - ①福崎町地域公共交通計画（案）について
6. その他
7. 閉 会

【配布資料】

- ・会議次第
- ・座席位置表及び委員名簿
- ・資料1 巡回バス「サルビア号」等の利用状況について
- ・資料2 福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」利用状況について
- ・資料3 加西市連携コミュニティバスの廃止及び買い物便の増便について
- ・資料4 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・資料5 福崎町地域公共交通計画（案）

座 席 位 置 表 (大会議室) R6.1.19 開催分



福崎町地域公共交通活性化協議会委員名簿（順不同）

（任 期 令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

■委員

（敬称略）

	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	学識経験者	兵庫県立大学名誉教授	松 本 滋	学識経験者
2	各種団体	福崎町区長会 代表	後 藤 守 芳	利用者代表
3		福崎町老人クラブ連合会長	尾 崎 清 志	利用者代表
4		福崎町商工会長	大 井 克 哉	その他(地元企業)
5	運送事業者・ 組織団体等	JR西日本福崎駅 駅長	堀 正 直	公共交通事業者
6		神姫バス株式会社 姫路営業所長	清 水 忠 臣	公共交通事業者
7		公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事	新屋敷 昭一	公共交通事業者
8		一般社団法人 兵庫県タクシー協会 西播支部支部長(神崎交通株式会社)	依 藤 義 光	一般旅客運送事業者
9		神姫バス労働組合 組織部長	山 本 記 義	事業者の運転者が組織する団体
10	地方運輸局	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 輸送部門首席運輸企画専門官	田 中 康 嗣	地方運輸局
11	兵庫県	中播磨県民センター姫路土木事務所 所長補佐(企画調整担当)	林 秀 樹	道路管理者(県)
12	警察関係	福崎警察署 交通課長	藤 嶋 勉	公安委員会
13	福崎町議会	福崎町議会議員 (民生まちづくり常任委員会)	大塚 記美代	住民代表
14		福崎町議会議員 (総務文教常任委員会)	富 田 昭 市	住民代表
15	福崎町	副町長	近 藤 博 之	町
16		技監	宇 都 善 和	道路管理者(町)

■特別委員

	区 分	役 職 等	氏 名	備 考
1	姫路市	姫路市都市局交通計画部 地域公共交通課 課長	山 本 欣 嗣	その他(ふくひめ号)

■オブザーバー

	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	国	近畿地方整備局姫路河川国道事務所 道路管理第二課長	田 尻 尚 登	
2	兵庫県	兵庫県土木部 交通政策課 副課長兼地域交通班長	新 田 博 史	

(資料1)

報告事項

①巡回バス「サルビア号」等の利用状況について

令和5年度 第2回福崎町地域公共活性化協議会
令和6年1月19日(金)

令和5年度 巡回バス「サルビア号」の利用者数(R5.4~R5.11)

令和5年度

前年度との比較:利用者数は826人、日平均4人増加

年・月	運行日数					まちなか便		郊外便						買い物便	市川町連携バス		加西市連携バス		計			
	まちなか	川西	川東	買い物・ 加西市 連携	市川町 連携	利用者数	日平均	川西		川東		計		定時 定路線	福崎町→ 市川町	市川町→ 福崎町	福崎町→ 加西市	加西市→ 福崎町	利用者数	内 乗継	差引 利用者数	日平均
								利用者数	日平均	利用者数	日平均	利用者数	日平均		利用者数	利用者数	利用者数	利用者数				
R5.4	24日	24日	16日	8日	16日	880人	36.7人	610人	25.4人	163人	10.2人	773人	19.3人	49人	13人	13人	4人	2人	1,734人	9人	1,725人	71.9人
R5.5	24日	24日	16日	8日	16日	904人	37.7人	611人	25.5人	169人	10.6人	780人	19.5人	33人	7人	9人	3人	3人	1,739人	17人	1,722人	71.8人
R5.6	26日	26日	17日	9日	18日	915人	35.2人	664人	25.5人	216人	12.7人	880人	20.5人	56人	11人	12人	2人	2人	1,878人	11人	1,867人	71.8人
R5.7	25日	25日	17日	8日	16日	893人	35.7人	550人	22.0人	208人	12.2人	758人	18.0人	57人	13人	15人	2人	2人	1,740人	7人	1,733人	69.3人
R5.8	26日	26日	16日	10日	17日	860人	33.1人	561人	21.6人	181人	11.3人	742人	17.7人	67人	13人	12人	4人	2人	1,700人	5人	1,695人	65.2人
R5.9	24日	24日	16日	8日	16日	892人	37.2人	560人	23.3人	234人	14.6人	794人	19.9人	56人	11人	12人	4人	2人	1,771人	4人	1,767人	73.6人
R5.10	24日	24日	15日	9日	17日	823人	34.3人	660人	27.5人	203人	13.5人	863人	22.1人	83人	14人	14人	2人	2人	1,801人	15人	1,786人	74.4人
R5.11	24日	24日	16日	8日	15日	831人	34.6人	573人	23.9人	220人	13.8人	793人	19.8人	61人	9人	9人	2人	0人	1,705人	9人	1,696人	70.7人
合計	197日	197日	129日	68日	131日	6,998人	35.5人	4,789人	24.3人	1,594人	12.4人	6,383人	19.6人	462人	91人	96人	23人	15人	14,068人	77人	13,991人	71.0人

令和4年度

R4.4-11	197日	197日	132日	65日	130日	6,758人	34.3人	4,402人	22.3人	1,483人	11.2人	5,885人	17.9人	344人	67人	70人	52人	52人	13,228人	63人	13,165人	66.8人
---------	------	------	------	-----	------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	------	-----	-----	-----	-----	---------	-----	---------	-------

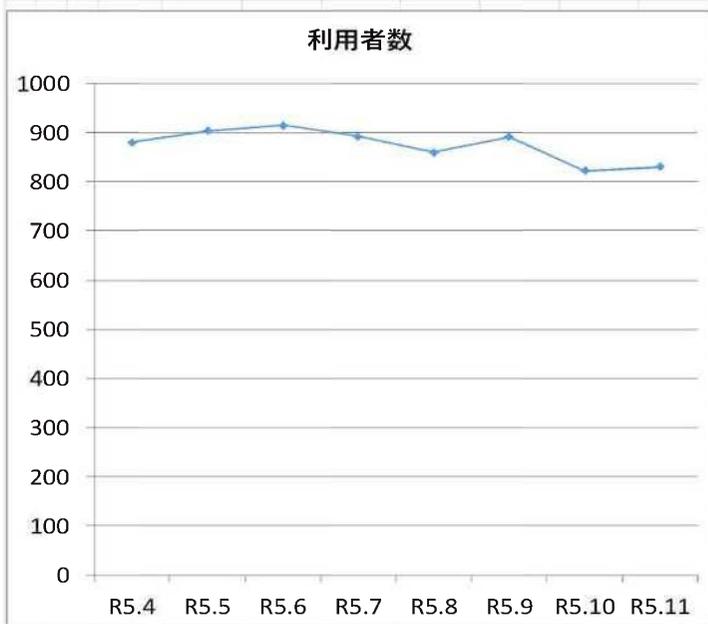
令和5年度巡回バス「サルビア号」の利用状況について

まちなか便(月～土運行)

買い物便(火・木運行)

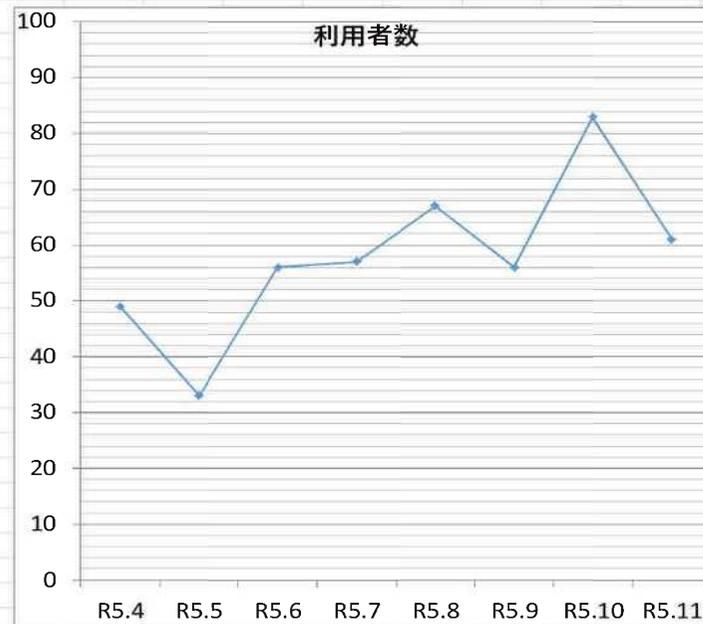
まちなか便 利用者実績数(月～土運行)

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
880	904	915	893	860	892	823	831



買い物便 利用者実績数(火・木運行)

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
49	33	56	57	67	56	83	61



令和5年度巡回バス「サルビア号」の利用状況について No2

川西便(月～土運行)

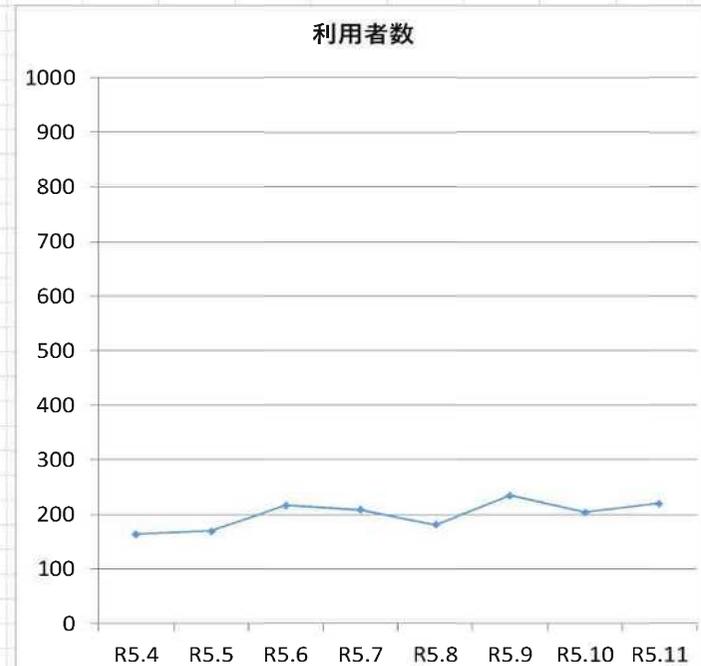
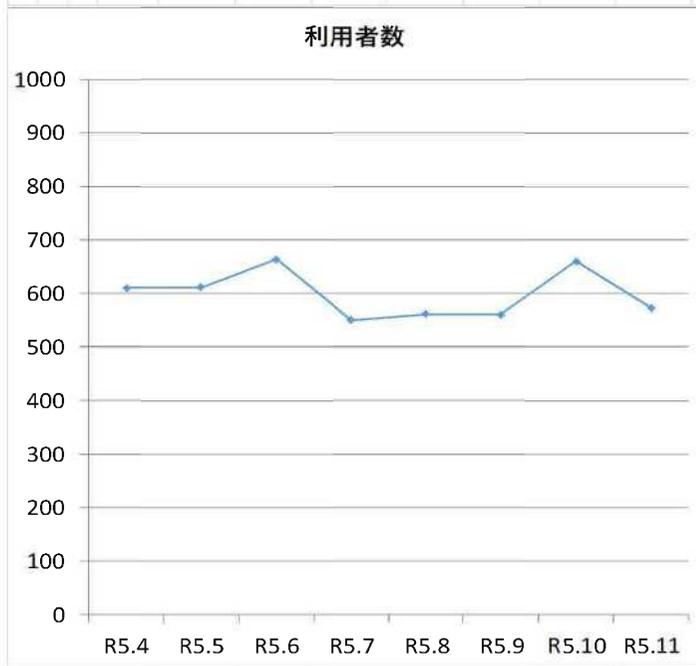
川東便(月・水・金・土運行)

郊外便(川西) 利用者実績数

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
610	611	664	550	561	560	660	573

郊外便(川東) 利用者実績数

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
163	169	216	208	181	234	203	220



令和5年度巡回バス「サルビア号」の利用状況について No3

市川町連携(月・火・木・金運行)

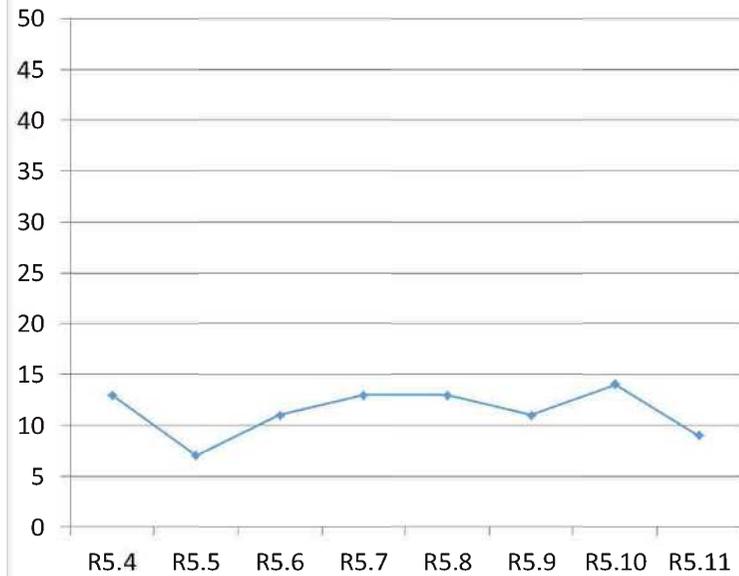
利用者実績数 (福崎町→市川町)

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
13	7	11	13	13	11	14	9

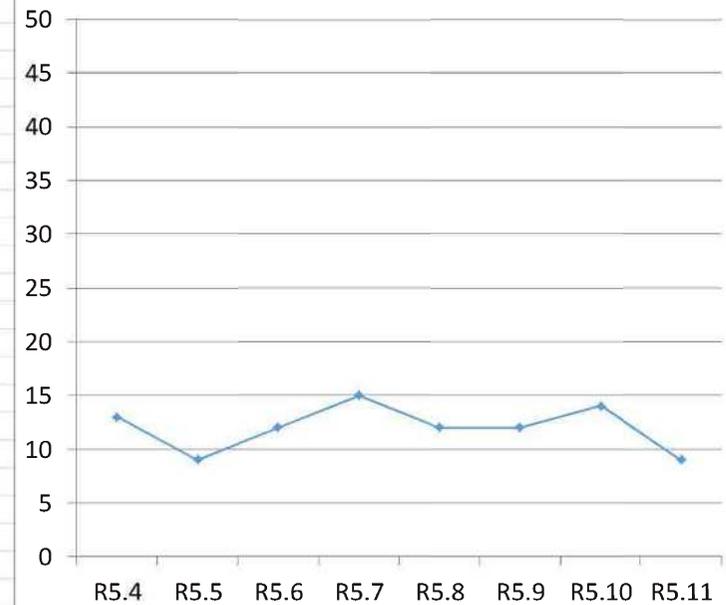
利用者実績数 (市川町→福崎町)

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
13	9	12	15	12	12	14	9

利用者数



利用者数

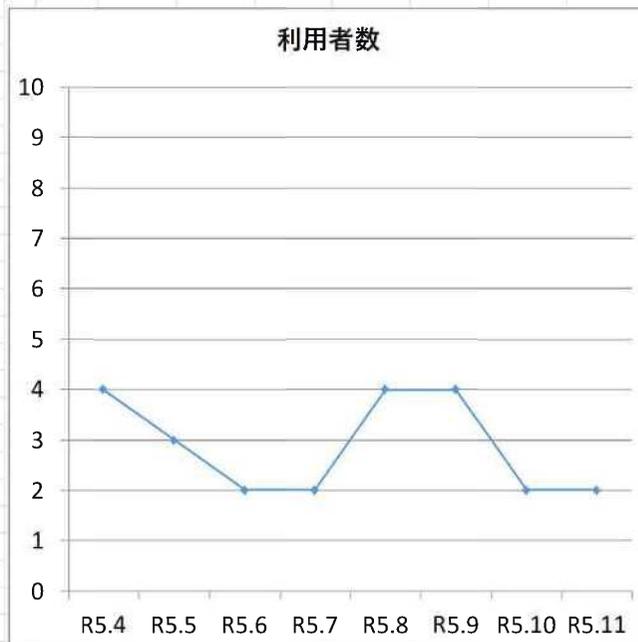


令和5年度巡回バス「サルビア号」の利用状況について No3

加西市連携(火・木運行)

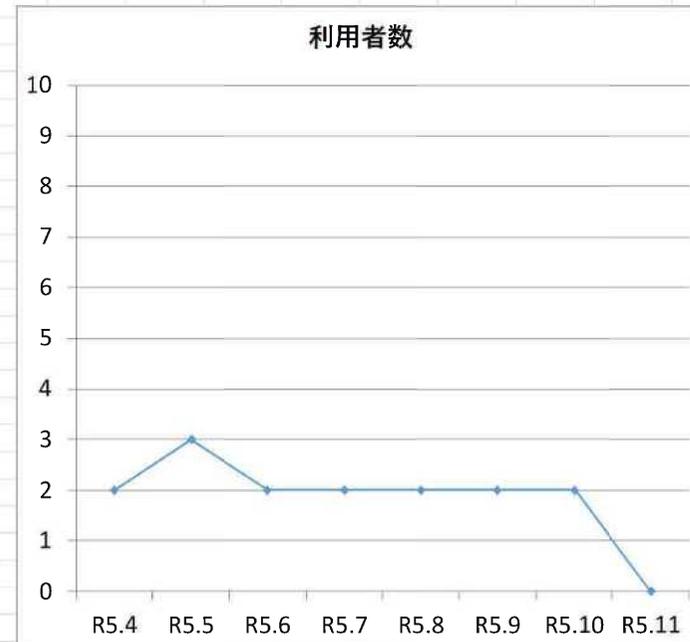
利用者実績数 (福崎町→加西市)

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
4	3	2	2	4	4	2	2



利用者実績数 (加西市→福崎町)

R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
2	3	2	2	2	2	2	0



報告事項②

福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」
の利用状況について

令和5年度 第2回福崎町地域公共交通活性化協議会
令和6年1月19日(金)

【利用者数】



福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の利用者数

令和5年度

	運行 日数	通勤便 A (上り) (福崎駅～工業団地～溝口駅) 2便 (1・9便目)		通勤便 A (下り) (溝口駅～工業団地～福崎駅) 2便 (3・11便目)		通勤便 B (溝口駅～工業団地～溝口駅) 2便 (2・10便目)		連携便 (文化センター～香寺・宮脇～文化センター) 6便 (4・5・6・7・8・12便目)		計 12便	
		利用者数	日平均	利用者数	日平均	利用者数	日平均	利用者数	日平均	利用者数	日平均
4月	20日	435人	21.8人	446人	22.3人	420人	21.0人	481人	24.1人	1,782人	89.1人
5月	20日	413人	20.7人	372人	18.6人	407人	20.4人	452人	22.6人	1,644人	82.2人
6月	22日	432人	19.6人	420人	19.1人	439人	20.0人	493人	22.4人	1,784人	81.1人
7月	20日	382人	19.1人	470人	23.5人	325人	16.3人	599人	30.0人	1,776人	88.8人
8月	22日	375人	17.0人	502人	22.8人	273人	12.4人	597人	27.1人	1,747人	79.4人
9月	20日	365人	18.3人	535人	26.8人	289人	14.5人	604人	30.2人	1,793人	89.7人
10月	21日	387人	18.4人	450人	21.4人	306人	14.6人	588人	28.0人	1,731人	82.4人
11月	20日	392人	19.6人	477人	23.9人	330人	16.5人	603人	30.2人	1,802人	90.1人
計	165日	3,181人	19.3人	3,672人	22.3人	2,789人	16.9人	4,417人	26.8人	14,059人	85.2人

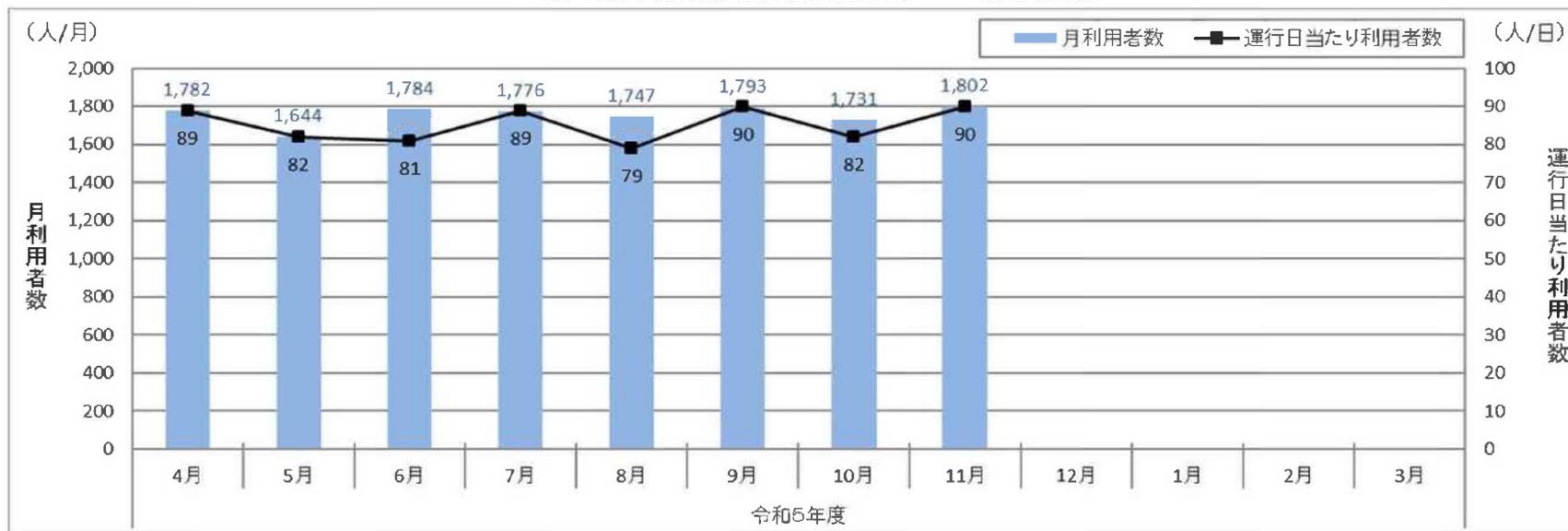
令和4年度

計	245日	4,831人	19.7人	5,457人	22.3人	4,125人	16.8人	6,660人	27.2人	21,073人	86.0人
R4.4-11	163日	2,951人	18.1人	3,690人	22.6人	2,654人	16.3人	4,597人	28.2人	13,892人	85.2人

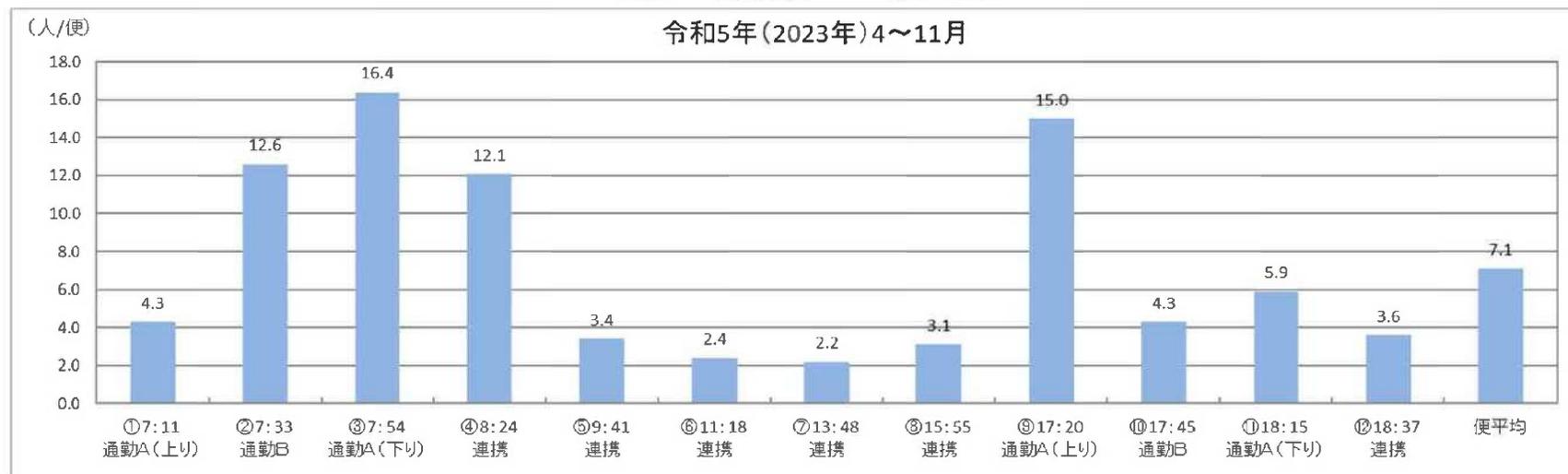
【利用者数（月別・便別）】



＜ 月別利用者数及び運行日当たり利用者数 ＞



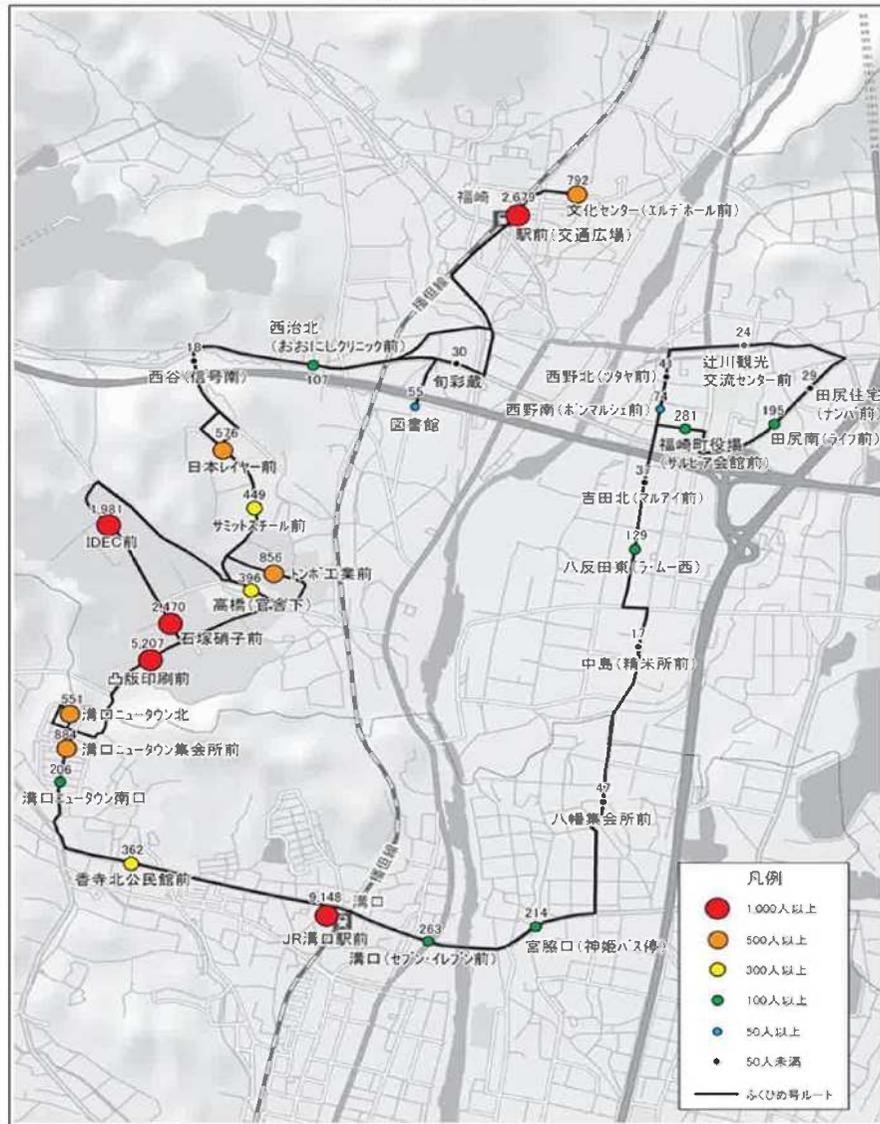
＜ 便別運行日当たり利用者数 ＞



【利用者数（バス停別）】



＜バス停別乗降者数(累計乗降者数 令和5年4月～11月)＞



◎利用の多いバス停

- ・JR溝口駅前 : 9,148人
- ・凸版印刷前 : 5,207人
- ・駅前(交通広場) : 2,679人
- ・石塚硝子前 : 2,470人
- ・IDEC前 : 1,981人
- ・溝口ニュータウン(合計) : 1,641人
- ・トンボ工業前 : 856人

△利用の少ないバス停

- ・中島(精米所前) : 17人
- ・西谷(信号南) : 18人
- ・辻川観光交流センター前 : 24人
- ・田尻住宅(ナンバ前) : 29人
- ・旬彩蔵 : 30人
- ・吉田北(マルアイ前) : 37人

(資料3)

協議事項

①加西市連携コミュニティバスの廃止 及び買い物便の増便について

令和5年度 第2回福崎町地域公共活性化協議会
令和6年1月19日(金)

A 加西市連携コミュニティバスにかかる運行経緯について

福崎町・加西市連携コミュニティバスは令和3年4月から運行を開始し、イオンモール加西北条、アステアかさい、市立加西病院など多くの人を訪れる施設や交通結節点への移動手段の役割を担ってきました。新型コロナウイルス感染症の落ち着きとともに利用者数は徐々に増加し、令和4年8月には月25人の利用がありました。以降は減少が続き、令和5年度は月5人程度の利用となっています。

B 加西市連携コミュニティバスにかかる運行概要について

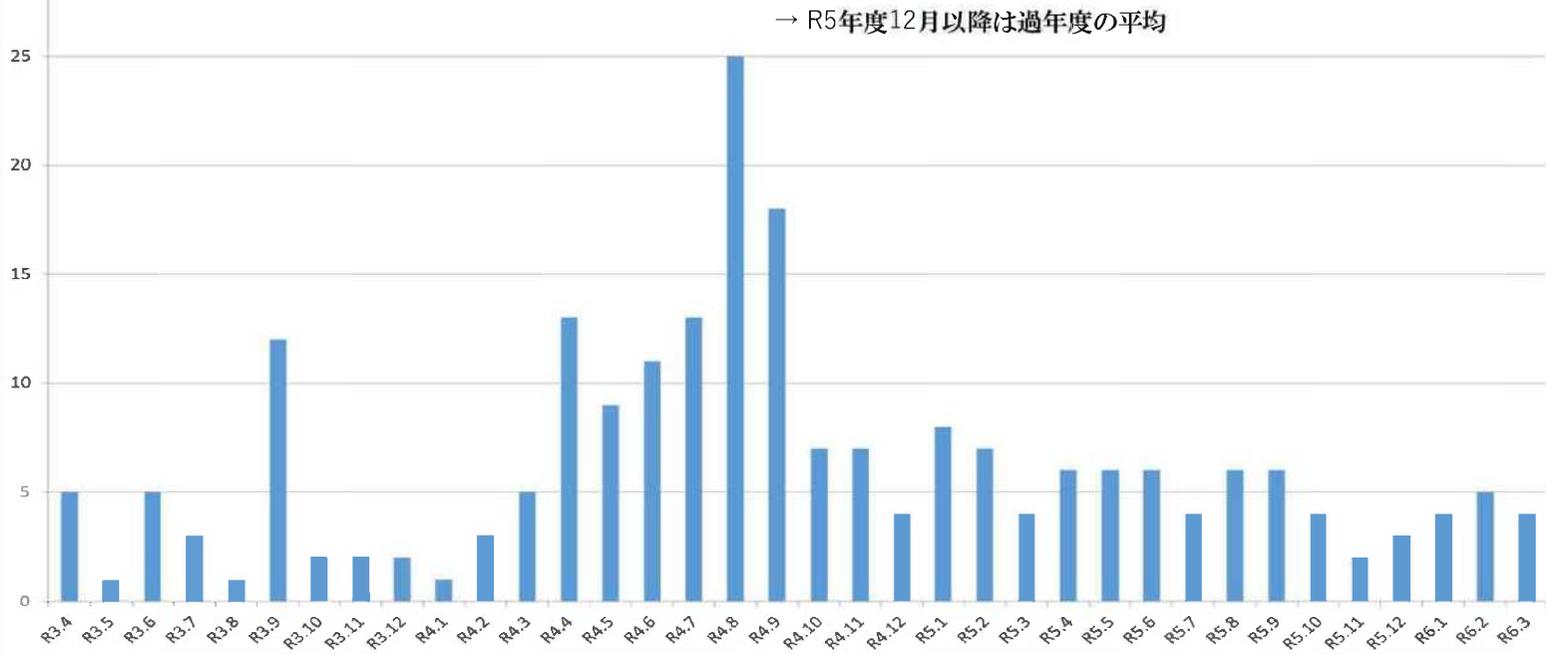
項目	内容
運行主体	福崎町
運行事業者	神崎交通（株）
運行経路	もちむぎのやかた～西大貫～イオンモール加西北条～アスティアかさい
運行日	週2日（火木）
運行回数	1日4便
運行期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

C 加西市連携コミュニティバスにかかる利用実績について

福崎町・加西市連携コミュニティバス 月別利用実績(火・木運行)

R3～R5 加西市連携バス 利用者実績数(火・木運行)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	利用可能日数	1日平均利用人数
R3	5	1	5	3	1	12	2	2	2	1	3	5	42	100	0.4
R4	13	9	11	13	25	18	7	7	4	8	7	4	126	97	1.3
R5	6	6	6	4	6	6	4	2	3	4	5	4	56	101	0.6



D 加西市連携コミュニティバスにかかる廃止理由について

加西市からの廃止要望

令和3年4月の運行開始から3年間、加西市内のバス停での乗車は年間1~2人程度(イオンモール加西北条、アステシアかさいを除く。)であり、加西市民の利用がほとんど見られません。また、同路線の沿線の加西市の富田地区にて、令和5年7月から富田まちづくり協議会による地域主体型交通「とみバス」の運行が開始され、地域住民の移動需要を賄いつつあることから、加西市から福崎町と神崎交通(株)に対し、令和5年11月29日に福崎町・加西市連携コミュニティバス運行に関する協定の解除の申し出がありました。その後、福崎町にて路線存廃の議論を行い、令和5年度をもって路線廃止の手続きを行うこととなりました。

廃止日:令和6年3月31日

廃止路線:別紙路線図のとおり

E 時刻表(福崎方面から北条市街地)

加西市連携コミュニティバス時刻表

福崎方面から北条市街地

バス停	系統	福崎連携便 300円/回	ねっぴ〜号 距離制	神姫バス 62 距離制	福崎連携便 100円/回	神姫バス 62 距離制	ねっぴ〜号 距離制
福崎町内バス停		全域デマンド					
もちむぎのやかた	連携				乗 12:42		
辻川観光交流センター前	連携				乗 12:43		
西野南 (ボンマルシェ前)	連携				乗 12:45		
田尻南 (ライフ前)	連携				乗 12:47		
田尻住宅 (ナンバ前)	連携				乗 12:48		
西大貫 (交通結節点→乗換バス停)	連携	乗 9:56		10:56	降 12:53	12:56	
東大貫	連携	乗 9:57		10:57		12:57	
日光寺登山口	連携	乗 9:58		10:58		12:58	
神姫レストラン前	連携	乗 9:59		10:59		12:59	
西畑	連携	乗 10:00		11:00		13:00	
畑	連携	乗 10:01		11:01		13:01	
西谷	連携	乗 10:03		11:02		13:02	
谷	連携	乗 10:04		11:04		13:04	
宮西	連携	乗 10:05		11:05		13:05	
笠屋				11:06		13:06	
本町西				11:07		13:07	
イオンモール加西北条	連携	降 10:07	10:33	↓	↓		13:08
アステシアかさい (乗換バス停)	連携	降 10:09	10:35	11:08		13:08	13:10
加西病院			10:43				13:18



- 乗 …乗車専用バス停
- 降 …降車専用バス停
- 連携 …福崎連携便
- …神姫バス
- …KASAI ねっぴ〜号

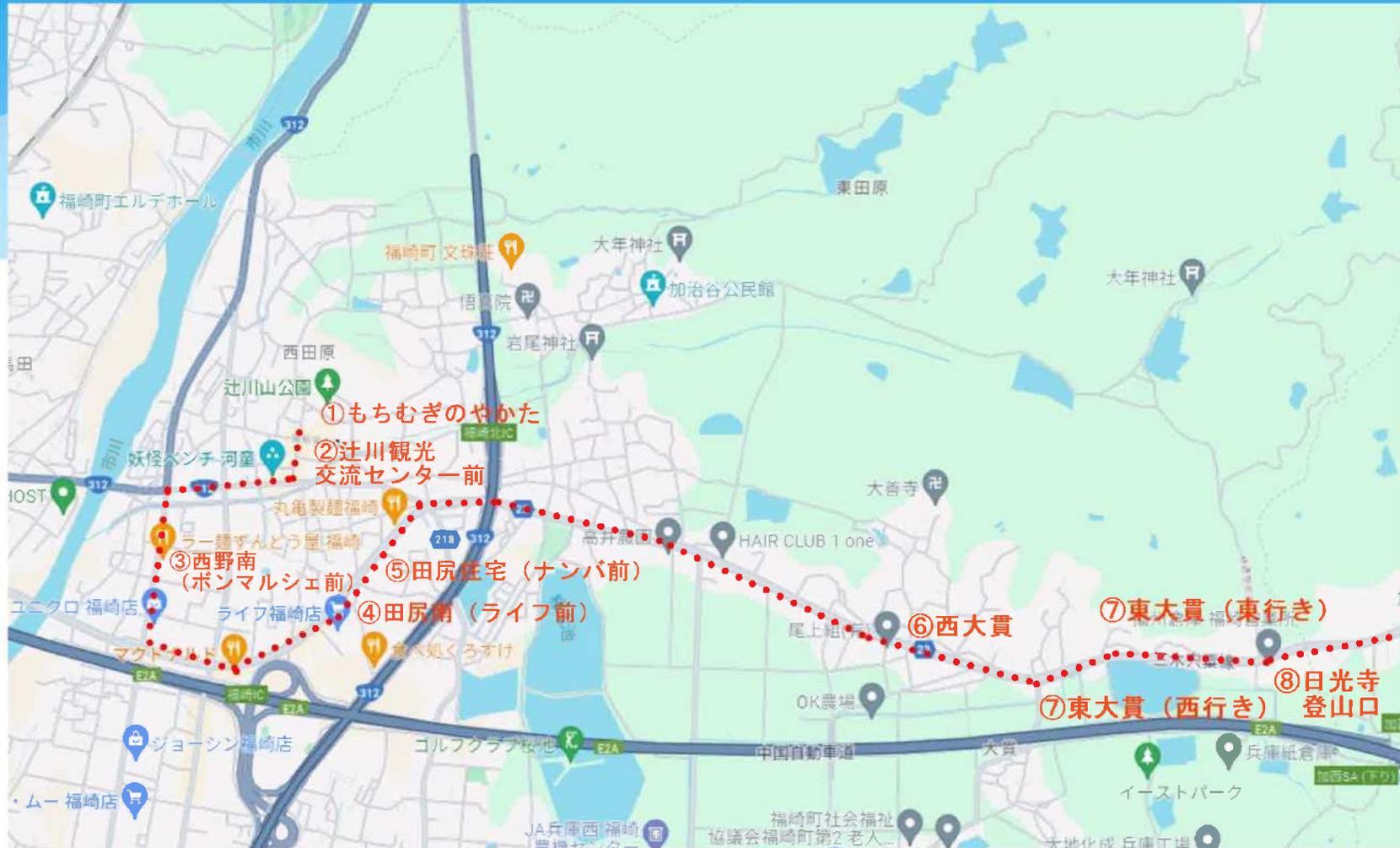
F 時刻表(北条市街地から福崎方面)

北条市街地から福崎方面

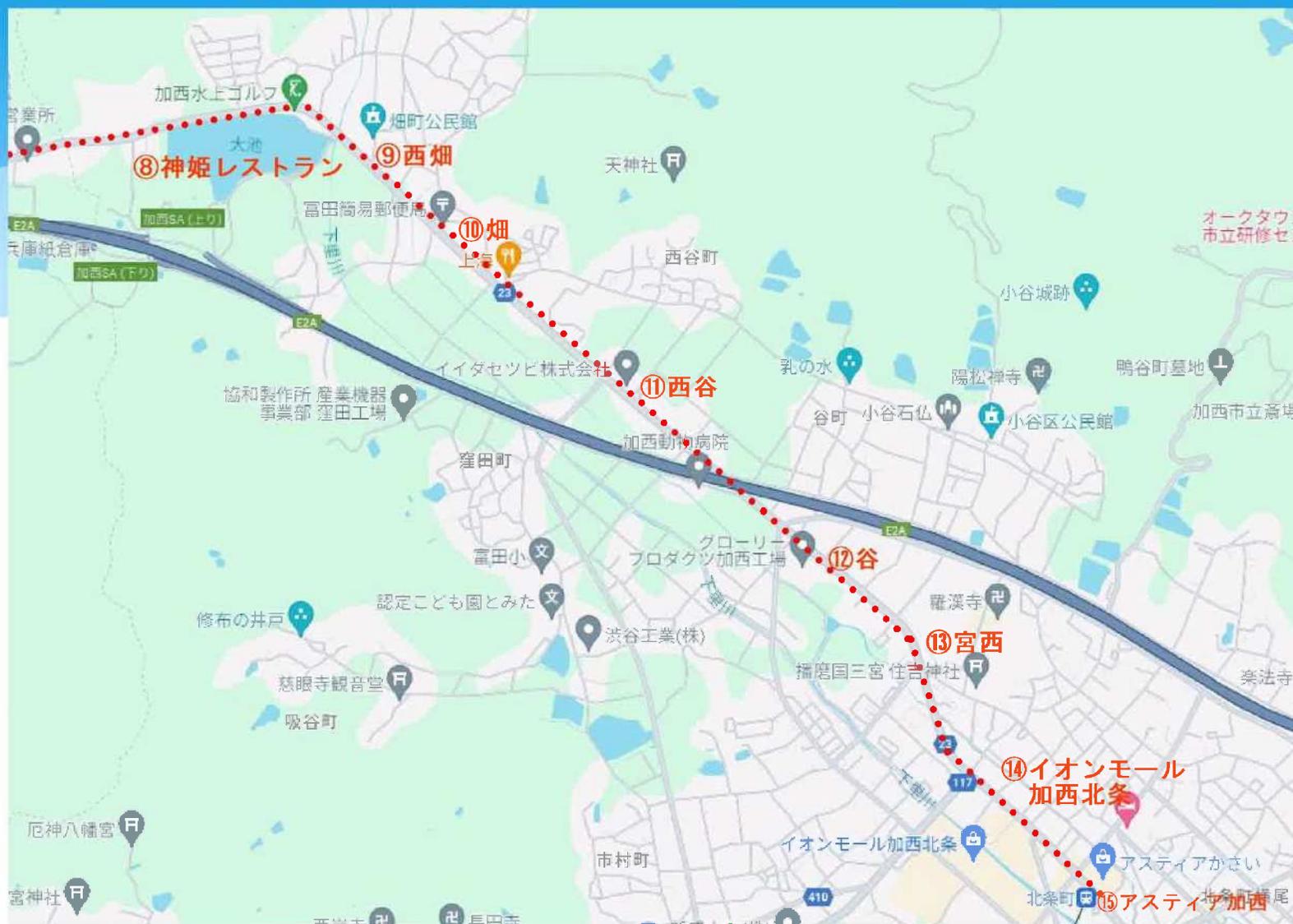
バス停	系統	福崎 連携便 (300円/回)	神姫バス 62 距離制	ねっぴ〜 号 距離制	ねっぴ〜 号 距離制	ねっぴ〜 号 距離制	福崎 連携便 (300円/回)	神姫バス 62 距離制
加西病院				12:06	12:16	12:41		
アステアかさい(乗換バス停)	連携	乗 10:12	11:51	12:16	12:26	12:51	乗 13:06	13:48
本町東		—	11:52	—	—	—	↓	13:49
イオンモール加西北条	連携	乗 10:14	11:53	12:18	12:28	12:53	乗 13:08	13:50
笠屋	連携	—	11:53					13:50
宮西	連携	乗 10:15	11:54					13:51
谷	連携	乗 10:16	11:55					13:52
西谷	連携	乗 10:17	11:56					13:53
畑	連携	乗 10:18	11:57					13:54
西畑	連携	乗 10:19	11:58					13:55
神姫レストラン前	連携	乗 10:20	11:59					13:56
日光寺登山口	連携		12:00					13:57
東大貫	連携		12:01					13:58
西大貫(交通結節点→乗換バス停)	連携		12:02				降 13:17	13:59
南大貫			12:03					14:00
余田新田			12:04				※1	14:01
八千種小学校前			12:05				区域 運行 (乗換なし)	14:02
庄稲荷口南			13:06					14:03
鍛冶屋			12:08					14:05
田尻住宅(ナンバ前)	連携	降 10:27						
田尻南(ライフ前)	連携	降 10:27						
西野南(ボンマルシェ前)	連携	降 10:30						
辻川観光交流センター前	連携	降 10:31						
もちむぎのやかた	連携	降 10:33						
福崎町内バス停							全域デマンド	

※1 ご利用に際して事前予約は
必要ありません。サルビア
号車内で、降車希望バス停
をお伝えください。

G 路線図(福崎町)



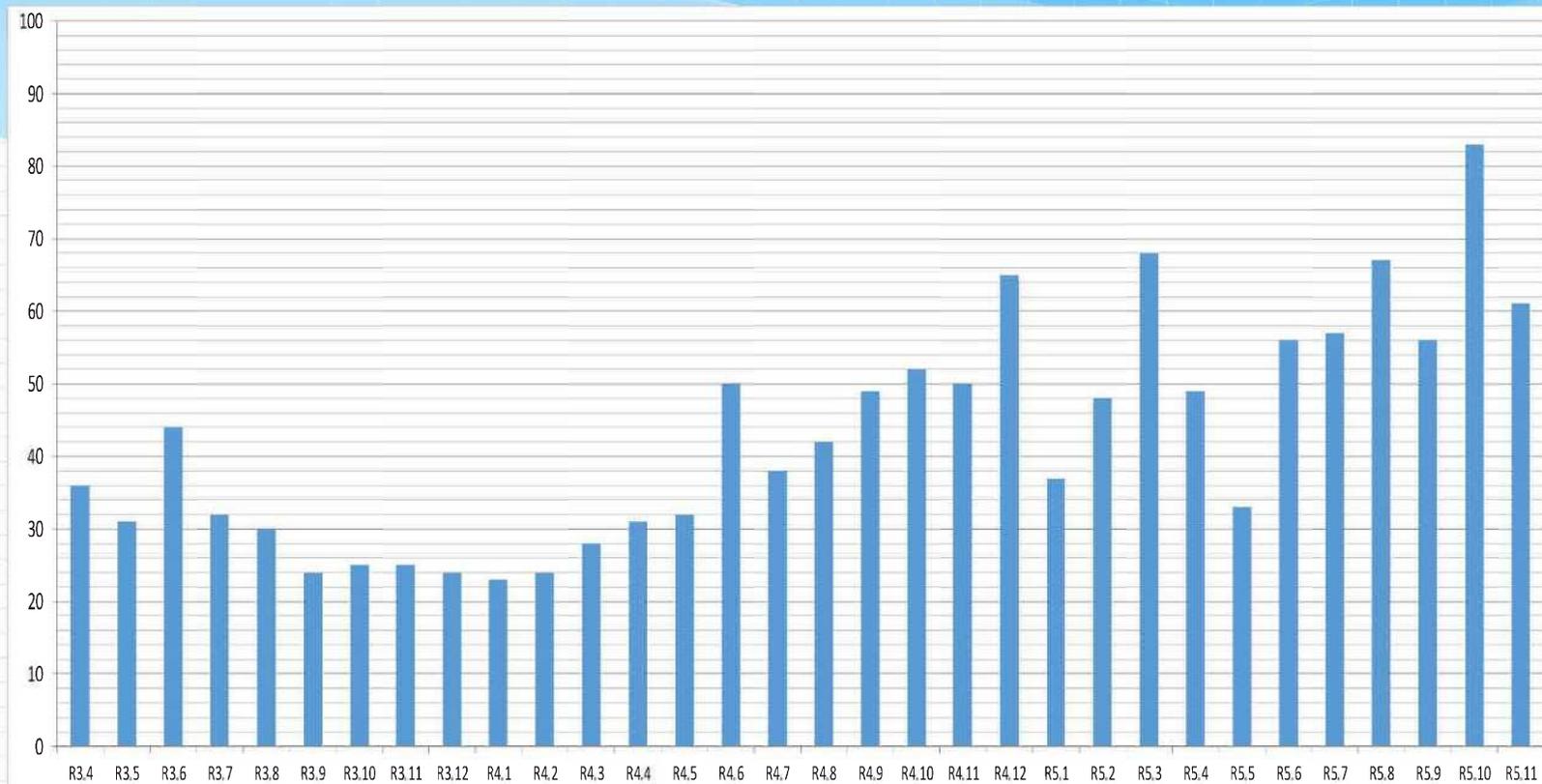
G 路線図(加西市)



H 買い物便の利用状況について No1

R3~R5 買い物バス 利用者実績数 (火・木運行)

R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11
36	31	44	32	30	24	25	25	24	23	24	28	31	32	50	38	42	49	52	50	65	37	48	68	49	33	56	57	67	56	83	61



1 買い物便の利用状況について No2

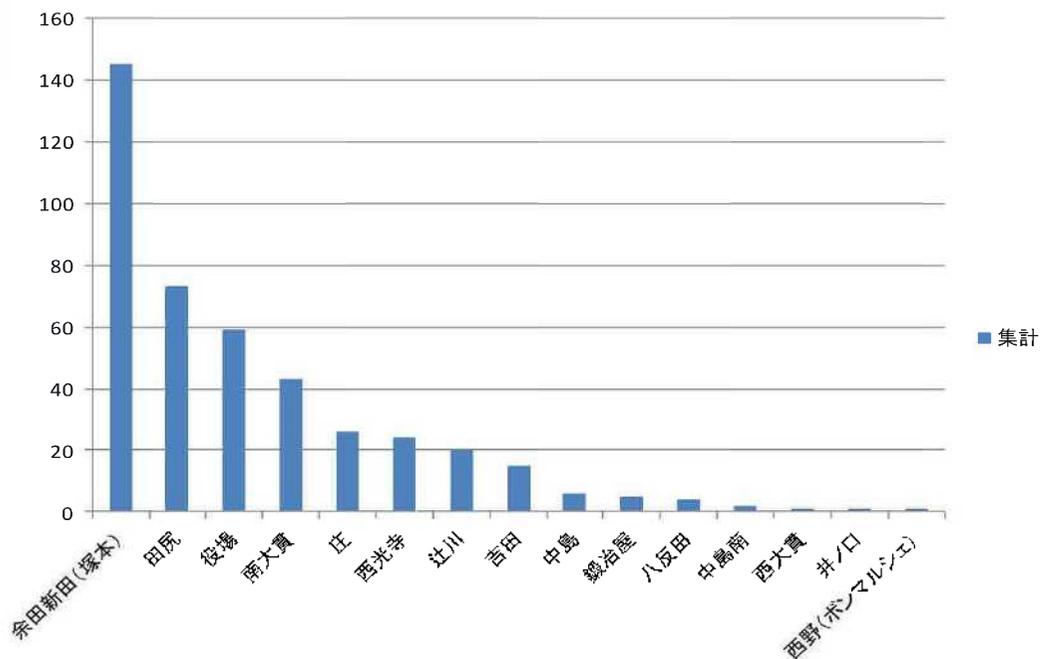
乗車バス停利用状況

買い物便集計 (R5.4~11)

行ラベル	合計 / 乗車人数
余田新田(塚本)	145
田尻	73
役場	59
南大貫	43
庄	26
西光寺	24
辻川	20
吉田	15
中島	6
鍛冶屋	5
八反田	4
中島南	2
西大貫	1
井ノ口	1
西野(ボンマルシェ)	1
総計	425

[合計 / 乗車人数]

集計



バス停

K 路線図

変更点は、2点です。
 1点目・・・神積寺バス停を追加。
 まちなか便で利用しているバス停
 です。
 2点目・・・朱線の黒丸で囲っていま
 す中島井ノ口線を追加ルートとして
 います。

巡回バス サルビア号 〈火曜・木曜日〉

※祝日・振替休日、
年末年始(12/31~1/3)は運休

買い物便路線図

電話予約の必要はありません。
 お問い合わせは ☎ **0790-24-3400**
〈受付時間〉 8:00~12:00・12:45~16:45 (12:00~12:45 まで休憩時間)

ご利用上の注意

- ・ 交通事情等により到着時間が遅れる場合があります。また、悪天候等により運行できないことがあります。
- ・ サルビア号は、車いす対応の車両ではありません。
- ・ 5人以上でご利用される場合2営業日前までに予約センターまでお知らせください。
- ・ 高級紙幣(5,000円、10,000円)はご利用できません。
- ・ 安全に乗りいただくため、シートベルトの着用をお願いします。

フリー降車可能区間
 路線上に限り降りることが出来ます。

● 乗継可能バス停





この2本の路線はまちなか便も走っていますが、買い物便路線にも追加します。



フリー降車可能区間では運転手に声をかけて降りることが出来るよ!

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

改正後

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条）

構成員（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

※協議運賃の協議は行わない

②協議会（運賃等）（道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシー
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会等の措置

公聴会以外の方法について（例示）

- ①パブコメ
- ②市政広報誌、市町村ホームページ
- ③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明

上記①②③のいずれかを実施する

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地交会議の構成員には退室してもらう必要がある。

③軽微運賃について（道路運送法第10条第1項）

- ・定期観光運送
- ・高速バス
- ・臨時運送
- ・路線不定期
- ・区域運行

→協議会（運賃等）での協議は不要

協議会（運賃等）について

1. 概要

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独禁法に抵触しない形で協議を行うために設置される
- ・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線に係る運賃等について協議

2. 開催方法

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで開催する必要がある
- ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議構成員を退室又は別室で協議を行うなど同一に協議しないように留意が必要
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

3. 協議運賃の協議にあたり、市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会その他の措置を行う必要

- ・公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

(例) ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌、市町村ホームページ（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者） ※（）内は想定する対象者

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施

道路運送法第9条第4項、第5項に基づく運賃の協議について

- ・独占禁止法に抵触しないために構成員を限定し、**地域公共交通会議とは別のかたちで運賃を協議**する必要がある。
構成員は原則、次の4者とする。市町または県、運行事業者、兵庫陸運部、市町の長または知事が指名する住民代表。
- ・運行事業者が複数存在する場合は、**1事業者ごとに個別に協議を行う**必要がある。
- ・運賃の協議をするときは、**あらかじめ公聴会の開催や住民・利用者・利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる**必要がある。

協議運賃の協議の流れ（例）

路線新設の場合

・路線の新設については、道路運送法施行規則第4条に基づく地域公共交通会議等において協議を行う。

●協議運賃の協議の流れ（現行の協議会等を活かし『運賃部会』を設置する場合）

1. 地域公共交通会議等において、運賃部会を設置することを協議し、承認を得る。
ただし、協議事項が部会設置のみの場合は、書面協議でも差し支えない。
2. 運賃部会を開催し、関係者で運賃についての提案を行い、調整する。
ただし、自治体が運送を行う事業者と調整を行い、運賃部会メンバーに共有することでも差し支えない。
3. 公聴会の開催や住民・利用者・利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる。
（道路運送法第9条第5項に基づくもの）
・実施方法や意見の募集期間については、地域の実情を踏まえた実施が可能。
主な実施方法としては、公聴会、市政広報誌、自治会への説明会・業界団体を通じた事業者説明、自治体HP等が考えられる。
4. 運賃部会を開催し、運賃について協議を行い、運賃を決定する。
5. 地域公共交通会議等において、運賃部会で決定した運賃を報告する。
6. 運賃の申請時に添付する協議が調った証明書は、運賃部会で作成し提出する。

運賃協議を省略することが可能なケース

- 以下の場合等において、従来の協議運賃を適用することについてあらかじめ協議が調っている場合。
- ・均一運賃で運行しているコミバス等の路線変更・延長にともなう運賃の設定。
 - ・運賃の設定が必要な停留所の新設・位置変更を行う場合。

道路運送法抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

関連

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号(第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者(一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。)との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

改正

令和2年6月29日告示第82号の1

福崎町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福崎町地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 活性化協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 活性化協議会は、委員16人をもって組織する。

- 2 委員は、副町長及び別表に掲げる者のうちから町長が指名、又は委嘱する者
- 3 第1項の委員とは別に、特別の事項を協議又は調整するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する協議又は調整が必要な場合に出席を依頼するものとする。
- 5 特別委員は、当該特別の事項に関する協議又は調整が終了したときは、解任されるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、活性化協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

- 2 活性化協議会を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。
- 3 活性化協議会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会長が必要と認めるときは、活性化協議会の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 活性化協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 活性化協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 活性化協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(運賃協議分科会)

第12条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項については、次に掲げる委員で組織する運賃協議分科会により協議を行う。

(1) 福崎町副町長

(2) 福崎町の関係機関の職員

(3) 住民又は地域公共交通の利用者

(4) 協議運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(5) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部

2 前項の委員とは別に、特別の事項を協議又は調整するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する協議又は調整が必要な場合に出席を依頼するものとする。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する協議又は調整が終了したときは、解任されるものとする。

5 運賃協議分科会の会長は、福崎町副町長をもって充てる。

6 運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、運賃協議分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。

(協議結果の取扱い)

第13条 活性化協議会において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第14条 活性化協議会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は福崎町まちづくり課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 活性化協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(謝礼)

第16条 活性化協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を支給することができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、活性化協議会の運営に関し必要な事項は、会長が活性化協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

(特例措置)

2 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第3条関係) 委員

住民団体又は町民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所長又はその指名する者
兵庫県福崎警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
福崎町の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

福崎町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する告示の新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、副町長及び別表に掲げる者のうちから町長が指名、又は委嘱する者</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、副町長及び別表に掲げる者のうちから町長が指名、又は委嘱する者。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(運賃協議分科会)</p> <p>第12条 <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項については、次に掲げる委員で組織する運賃協議分科会により協議を行う。</u></p> <p>(1) <u>福崎町副町長</u></p> <p>(2) <u>福崎町の関係機関の職員</u></p> <p>(3) <u>住民又は地域公共交通の利用者</u></p> <p>(4) <u>協議運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者</u></p> <p>(5) <u>国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部</u></p> <p>2 <u>前項の委員とは別に、特別の事項を協議又は調整するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>特別委員は、当該特別の事項に関する協議又は調整が必要な場合に出席を依頼するものとする。</u></p> <p>4 <u>特別委員は、当該特別の事項に関する協議又は調整が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>5 <u>運賃協議分科会の会長は、福崎町副町長をもって充てる。</u></p> <p>6 <u>運賃協議分科会の運営その他必要な事項は、運賃協議分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集する。</u></p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第12条 (略)</p>
<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第12条 (略)</p>
<p>(事務局)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事務局)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(会計年度)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第14条 (略)</p>

新	旧
<p>(謝礼) 第16条 (略)</p> <p>(補則) 第17条 (略)</p>	<p>(謝礼) 第15条 (略)</p> <p>(補則) 第16条 (略)</p>

附 則
この告示は、公示の日から施行する。

協議事項②

地域公共交通確保維持改善事業に関する
事業評価について

令和5年度 第2回福崎町地域公共交通活性化協議会

令和6年1月19日(金)

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和6年1月19日

協議会名： 福崎町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
福崎町地域公共交通活性化協議会	<p>【福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の運行】 運行系統名：姫路市連携①(通勤便A)、姫路市連携③、③-3、③-4(連携便) 工業団地を經由し、JR福崎駅とJR溝口駅を結ぶ通勤便A、福崎町内の文化センターから姫路市内の香寺・宮脇を經由し、文化センターを結ぶ連携便を運行 全ての系統をワンボックス車両1台で運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの利用促進と周知を兼ねて、沿線自治会へ時刻表の全戸配布を行った ・沿線の自治会長へ利用状況の説明を行った ・路線バスとの接続について、ダイヤ改正前にバス事業者と協議を行った 	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A 目標48人/日に対し、実績86.3人/日であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、利用者、関係団体の意見に今後も柔軟に対応し、持続性の高い運行見直しを図る。 ・モビリティ・マネジメントを継続的に実施し、利用促進を図る。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和6年1月19日

協議会名：	福崎町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>本町及び姫路市では、平成27年度より地域創生にかかる広域連携の制度である「連携中枢都市圏構想」に取り組んでいる。その取り組みの一環として圏域住民の生活関連機能サービスを向上させるため地域公共交通の維持確保に向けた取り組みを行っており、本町及び姫路市が行政の垣根を越えて連携し、公共交通空白・不便地域での移動困難者のニーズに対応するため、地元自治会や企業とも協力し、買い物や通院、通勤、雇用・就業支援などの課題を解決し、持続可能な移動の仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【運行地域特徴と基本方針】 姫路市香寺町中寺地区及び船津地区は近くに公共交通機関がない交通空白・不便地域である。また、当該地区は高齢化も急速に進んでおり、今後免許返納者が増えることも予想される。また姫路市香寺町中寺地区に隣接する福崎町工業団地では、自動車以外の通勤手段の確保や、鉄道駅からの2次交通の確保、障がい者雇用に伴う移動手段の確保についても重要な課題がある。このため、地域公共交通確保維持事業により、福崎町・姫路市連携コミュニティバス(ふくひめ号)路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段の存続に加え、地域の価値や魅力の向上に結びつけていくことが必要である。</p>

福崎町地域公共交通活性化協議会（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

○地域特性

本町は、兵庫県の中央部からやや南寄りに位置し、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交差する交通の要衝となっている。町域は、東西 10.1 km、南北 11.5 km、総面積 45.79 ㎥で、北は市川町、南と西は姫路市、東は加西市に隣接している。本町には、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の公共交通が運行されており、町民の日常生活の移動手段としての役割を担っている。

○基本理念

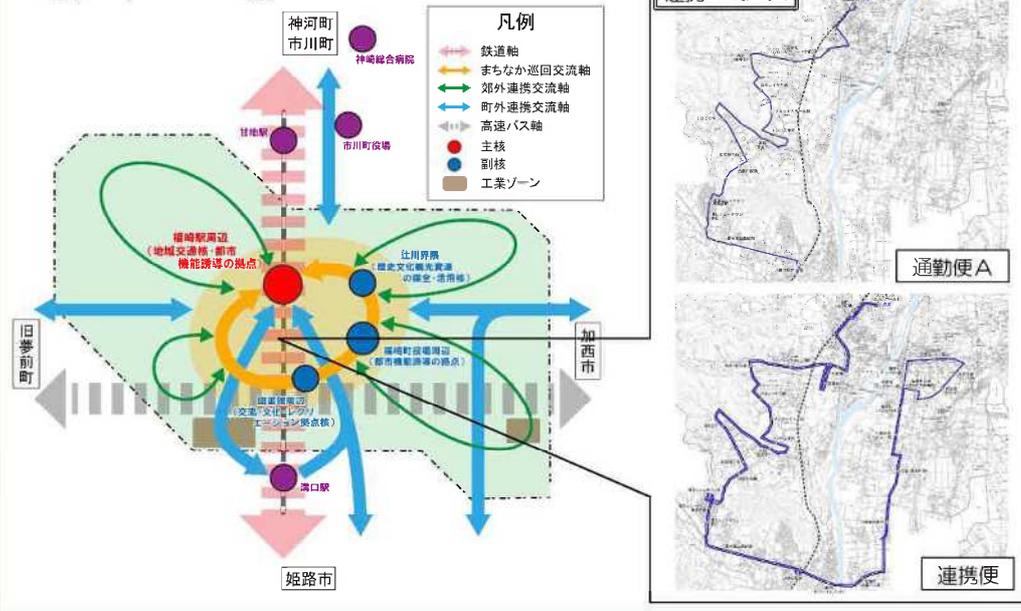
「一人ひとりが活動しやすく 住みよいまち・福崎」

○基本方針

- ・“まちの玄関口”の整備
- ・まちなかの回遊性の向上
- ・郊外におけるバス利便性の向上
- ・町外との連携による交流人口の増加
- ・利用しやすく持続可能な公共交通づくり

公共交通ネットワークのイメージ図

<本町が目指す公共交通網>



2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

○数値目標

福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」 1日あたりの乗車人員 48人

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

(1) 取組経緯

福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」

令和3年4月1日より、本格運行を開始

運行方法：路線定期運行 運行事業者：神崎交通株式会社

運行系統：通勤便A[上り] (JR福崎駅～工業団地経由～JR溝口駅)

通勤便A[下り] (JR溝口駅～工業団地経由～JR福崎駅)

通勤便B (JR溝口駅～工業団地経由～JR溝口駅)

連携便 (文化センター～香寺・宮脇経由～文化センター)

運行日・便数：月曜日～金曜日は11便、土曜日は3便

令和4年4月1日、運行再編

運行方法：路線定期運行 運行事業者：神崎交通株式会社

運行系統：通勤便A[上り] (JR福崎駅～工業団地経由～JR溝口駅)

通勤便A[下り] (JR溝口駅～工業団地経由～JR福崎駅)

通勤便B (JR溝口駅～工業団地経由～JR溝口駅)

連携便 (文化センター～香寺・宮脇経由～文化センター)

(文化センター～香寺・宮脇経由～JR溝口駅)

(溝口ニュータウン北～香寺・宮脇経由～文化センター)

運行日・便数：月曜日～金曜日 12便

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」	福崎町	R3.4.1～	フ	運行系統名：姫路市連携①(通勤便A) 姫路市連携③、③-3、③-4(連携便) 工業団地を経由し、JR福崎駅とJR溝口駅を結ぶ通勤便A、福崎町内の文化センターから姫路市内の香寺・宮脇を経由し、文化センターを結ぶ連携便を運行

【種別】 幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、推：計画推進事業
利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」	<ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの利用促進と周知を兼ね、沿線自治会への時刻表の全戸配布 ・鉄道・路線バスとの接続を勘案した時刻表の検討 ・沿線の自治会長への利用状況の説明 	コミバス利用者の増加

4. 具体的取組に対する評価

通勤での利用が堅調であり利用者数は高い水準を維持している。
 目標 48 人/日に対し実績 86.3 人/日であり、目標は達成しているものの連携便の利用は伸び悩んでいる。引き続き、利用者増に向けて取り組んでいく必要がある。
 交通弱者の日常生活の移動手段確保のため、地域住民や事業者等と連携しながら持続可能な公共交通ネットワークの構築を図っていく。

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課題	課題への対応方針
目標は達成できているが、買い物や通院等の利用を想定して運行している連携便の利用が伸びていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、利用者、関係団体の意見に今後柔軟に対応し、持続性の高い運行見直しを図る。 ・モビリティ・マネジメントを継続的に

実施し、利用促進を図る。

福崎町地域公共交通活性化協議会（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
<p>事業の適切性及び目標・効果の達成状況について評価できる。</p> <p>利用促進に繋がる運行ダイヤ等の検討に努め、また、モビリティマネジメント等の利用促進活動にも取り組まれない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や路線バスといった幹線系統のダイヤ改正に合わせて乗り継ぎしやすいダイヤの検討を行った。 ・沿線自治会等に対して時刻表を配布し周知を行った。 ・沿線の自治会長に低迷している連携便の利用状況について説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・利用者、関係団体の意見に今後も柔軟に対応し、持続性の高い運行見直しを図る。 ・モビリティマネジメントを継続的に実施し、利用促進を図る。

2. アピールポイント、特に工夫した点など

- ・鉄道及び路線バスとのダイヤ接続を維持することで利便性の向上を図った。
- ・公共交通総合時刻表を作成・配布し、利用促進を図った。
- ・工業団地協議会、沿線自治会等との意見交換を実施し、情報共有を行うとともに、運行ダイヤ及びルートの検討など、連携して運行継続に向けて取り組んでいる。
- ・沿線自治会の代表者に危機感をもってもらうため、利用が低迷する連携便の状況について説明を行った。